

## 地下の正倉院展 造酒司本簡の世界 第III期展示本簡

第一期 一〇月一七日(土) 一〇月二〇日(金)  
第二期 一〇月三一日(土) 一一月五日(日)  
第三期 一一月一七日(火) 一一月二九日(日)

◎木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、  
報告書の誤文を改めている場合があります。

### 造酒司の発見

#### 5 造酒司からの上申文書

(SD三〇三五出土。『平城宮木簡』一一二三三六。  
以下、宮二一二三三六のように略す。)

〔表〕造酒司解 申宿人

□ 合陸人

(裏) 「請」日 今 來 事 □  
□ 米 □ 水 □  
□ 米 □ 水 □  
〔表〕  
請 日 今 来 事 □

長さ(六一三三) ■・幅(一一) ■・厚さ七 ■ ○八二型式

造酒司が差し出した解(下部機関から上部機関に充てる文書)  
の木簡。宛先は、造酒司の上部機関である宮内省か。内容は「宿  
人」の人数などの報告。「宿」は、夜間に役所に詰めること。こ  
れに対し、昼間に詰めることを「直」という。長さが六〇■を超  
える長大な木簡だが、裏面下端の文字が切れているから、本来は  
もっと長かったことがわかる。幅についても、裏面の左右とともに  
文字が切れているため、元は今より広かつたと考えられる。  
宿直を報告する木簡は、合計人数とともに、宿直する人の個人

造酒司が差し出した解(下部機関から上部機関に充てる文書)

の木簡。宛先は、造酒司の上部機関である宮内省か。内容は「宿  
人」の人数などの報告。「宿」は、夜間に役所に詰めること。こ  
れに対し、昼間に詰めることを「直」という。長さが六〇■を超  
える長大な木簡だが、裏面下端の文字が切れているから、本来は  
もっと長かったことがわかる。幅についても、裏面の左右とともに  
文字が切れているため、元は今より広かつたと考えられる。  
宿直を報告する木簡は、合計人数とともに、宿直する人の個人

#### 6 造酒司に下された文書の削屑

(SD三〇三五出土。宮二一二三九三)

符 造 酒 □ 司 カ

○九一型式

造酒司に下された符（上部機関から下部機関に充てる文書）の削肩。二片は直接は接続しないが、木目が通り、筆跡もよく似ていることから、同一木簡の削肩とみて差し支えない。木簡の差出は、造酒司の上部機関である宮内省であろう。宛先の造酒司に届けられた後、不要となり、再利用する際に生じた削肩と考えられる。

## 酒づくりの日々

### 27 紀伊国からの酒米の荷札

（SD三〇三五出土。宮二一一二六六）

### （表）荒河郷酒米五斗 （裏）賀美里

長さ一四五mm・幅二四mm・厚さ六mm ○三二型式

荒河郷から納められた酒米の荷札。酒米は、酒の醸造に用いる米。米五斗は今の二斗二升五合で、約四〇・五リ、約三三・七五kgにある。『酒』は、今とは異なり旁を『首』と書く場合が多いが（6・29など）、この木簡は今と同じく『酉』と書いている。

荒河（荒川）郷は、陸奥国磐城郡と紀伊国那賀郡にあつたことが知られるが、『延喜式』に規定される春米貢進国の一例からみれば、（民部省式下年料春米条、紀伊国那賀郡の荒河郷（今の和歌山県紀の川市桃山町付近）であろう。裏面の賀美里はコザト名。荒河郷賀美里酒米と書くのが一般的だが、コザト名のみ裏面に特記する類例が若狭國の荷札にある（平城宮発掘調査出土木簡概報二二、三四頁上段（以下、城二二一三四上のように略す）な

ど）。年紀は記されていないが、「郷」と「里」を併記することから、郷里制（サトの下にコサトを設けた「国一郡一郷一里」四段階の行政組織）が施行されていた七一七年（靈龜三）から七四〇年（天平十二）頃までのものであることがわかる。

酒米の荷札は、郷名から書き出したり、個人名を書かなかつたりするなど、比較的簡略な書式のものが多い。酒米の生産地と造酒司には特別な結び付きがあつたことの反映の可能性もあるう。

## 丹後国からの赤米の荷札

（SD三〇三五出土。宮二一一二五八）

### 丹後国竹野郡芋野郷采女部古与曾赤春米五斗 〔春〕

長さ一三六mm・幅一七mm・厚さ四mm ○三一型式

丹後国竹野郡芋野郷（今の京都府京丹後市弥栄町芋野付近）の采女部古与曾が納めた赤春米（春いた赤米）の荷札。字体は「春」だが、「春」のつもりで書いているのである。赤米は野生種に近いイネの一種で、タンニン系の色素を多く含み、名前の通り米粒 자체が赤色（または黒に近い紫色）を帶びている。赤米の荷札の出土は造酒司またはその近辺に著しく集中しており（9期展示）、18・19（二期展示）、29など）、奈良時代には特に酒米として利用されたと考えられている。現在も赤米を原料とした酒を醸造する蔵元がわざかながら残っており、米の色を活かして桜色に仕上げたところなどもある。

『采女』は、二文字を左右に組み合わせて「嫁」と記している。このように複数の文字を組み合わせて一文字としたものを合字といい、他に麻呂・戸主・戸口などの合字が使われていた。

(SD三〇三五出土。宮二一一二六一)

(表) 播磨国赤穂郡大原郷  
(裏) 五保泰酒赤米五斗

長さ一五一・幅二七・厚さ三 ○五一型式

播磨國赤穂郡大原郷（今の兵庫県赤穂市北東部か）『和名類聚抄』では「赤穂」は「あかほ」と読んでいる。から納められた赤米の荷札。「五保は五戸を単位とする隣保組織で、泰酒虫はその責任者。法律上正式の品名は、この木簡に記すとおり五「保」だが（戸令五家条など）、18（II期展示）のように五「戸」と書いた木簡の方が多く見つかっている。

## 30 丹後国からの米の荷札2

(SD三〇三五出土。宮二一一二六〇)

## 丹後国熊野郡田村郷刑部夜患五斗

長さ一七四・幅一九・厚さ三 ○三九型式

丹後国熊野郡田村郷（今の京都府京丹後市久美浜町付近）の刑部夜患が認めめた正税の荷札。五斗としか書かれていませんが、白米の荷札に多く見られる書き方で、この木簡も白米の荷札とみられる。

造酒司では、丹後国熊野郡田村郷から納められた米の荷札がもう一点出土している（10（I期展示）。筆跡はよく似ており（例えれば「丹」の三画目を縱に長く書き、書き止めを踏ん張る点）、上端ぎりぎりから書き始める点も共通する。材も幅がほぼ同じで、ともに上端を山形に尖らせる。この木簡は下部が折れているが、10と同じく下端を尖らさせていたのだろう。

(SD三〇三五出土。宮二一一二六八)

## 安祥郡服織郷俵

長さ一九八・幅二六・厚さ五 ○三三型式

伊賀国阿祥郡服織郷（今の三重県伊賀市、旧上野市服部付近）からの荷札。単に「俵」としか書かれていないが、米の荷札とみてよいだろう。かなりアスクの強い字だが、稚拙というより、むしろ書き慣れた文字をササッと書きつけたような雰囲気が感じられる。「服織」は墨がうすく「郷」からまた墨が濃くなつており、ここで筆に墨をつけ直した様子もうかがわれる。

造酒司からは、31と同文・同筆の木簡がもう一点出土している（宮二一一二六七）。ただ、31は上端に切り込みを持ち下端を尖らせる○三三型式をとるのに対し、宮二一一二六七は（左半分を欠失するもの）上端に切り込みを持ち下端は通常の短冊形となる○三二型式とみられる。

このような、同文異型でべとなる荷札は他にも例がある。これらについては、同じ荷物にセットで添付され、一方は梱包された荷物の外側に付けられ、荷物が届いた際に確認を兼ねて抜き取られるものに対し、他方では荷物とともに内側に梱包され、開梱後に内容物のデータを把握できるようとしたもの、と解する説といい、ただ、31と宮二一一二六七は貢進者の個人名などを記していないため、同じく服織（『和名類聚抄』では服部）郷から送られるものとはいえ、それぞれ別個の俵に付けられた可能性も考えられるだろう。

28・29・30・31には、年が書かれていませんが、サトを「郷」と表記しており、しかもコザトの記載がないことから、郷里制が廃止された七四〇年（天平十二）頃以降のものである可能性が高い。

## 木簡をよむ 4 — 古代のお役所仕事？

31の解説では、「服織」は墨がうすく「郷」からまた墨が濃くなつており、ここで筆に墨をつけ直した様子も書かれるとの解釈を示した。だが、別の可能性はないだろうか。憶測にわたる部分も多いが、一案を提示してみたい。

じっくり眺めていると、「服織」のみ、他とは筆が異なるように見えてこないだろうか。ただし、書き手が別人というよりは、筆記に用いた筆（または墨）が別物であったようなつままりは記載のタイミングが異なるよう思えてくるのである。

だとしたら面白い。先に郷名以外を書いた札を用意しておき、米俵に付けるに際して余白にその部分だけ追記する、といったプロセスが復元されよう。すると、荷造りが行われたのは諸郷の納入品が集積される郡レベルの役所であり、そこで各郷の荷札が一括して作製・添付されたことまで推察できるかもしれない。国名・物品名を省略する簡素な記載や、速記のようなクセのある筆致も、膨大な量の物資を流れ作業で仕分けする場を想定すれば合点がゆこう。

現在でも、例えば書類の日付記載で「年」「月」「日」のみ印字しておき、そこに数字だけ手書きで記入する、などといったことは広く行なわれている。古代のお役所仕事も、あるいは今のそれと大きくは違わないものだったのかもしれない。

ところで、こちらも本文で触れたとおり、31には同文異型の「兄弟」とでもいべき木簡が存在する（宮二一一二六七）。右を念頭に置きつつ、うがつた目で（？）改めて観察すると、31とは逆に「服織」だけ若干墨が濃いようにも見えてくる。今回は宮二一一二六七は出品されないが、奈文研ホームページより「木簡データベース」で検索すれば画像も閲覧できるので、興味のある方はぜひご覧いただきたい。

〔余米〕  
□米二斗六升

長さ(103)mm・幅(26mm)・厚さ(4mm) ○五九形式

小さな木簡で、上部は欠損している。そのため一文字目は下半分しか残っていないが、12（一期展示）や22（二期展示）を参考にすればおそらく「余」で、余米の数量を記した木簡とみられる。余米の詳細は不明だが、正倉院文書にみえる「秉米」と同じで、支給された量の六分の一を官司にとどめ、酒や副食などにふりむけるためのものともされる。

下端はやや鈍角気味に尖らせてあるが、よくみると、最後の「升」の字はそれにより切り取られ、一部欠けてしまっている。ここから、下端の加工は文字を書いたのちに施されたことがわかる。下端を尖らせるのは米の荷札・付札に多くみられる特徴であるが、32のように文字を記したのちに加工がなされたことがはつきりわかる例はあまり多くない。

## 33 美濃国からの庸米の荷札

(SDIII-O三五出土 宮二一一三三三四)

〔美濃國カ〕  
〔表〕□□□  
〔裏〕□□□  
〔日下カ〕〔友カ〕  
〔裏〕□□□  
〔部〕□大□庸六斗

長さ(263)mm・幅(25mm)・厚さ(6mm) ○三九型式

美濃國（今の岐阜県南半）からの庸米の荷札。国名の下には郡・郷名なども記されているとみられるが、現状では墨痕がうす

く、判読できない。庸は古代の税目の一つで、労働の代わりに米や布で納められ、地方から上京し都で雑事に従事する仕丁（男性）や采女（女性）などの食料に充てられた。

奈良時代には一日の米の支給量は一人二升が基準であり、旧暦の一ヶ月は三十日（大の月）または二十九日（小の月）であったため、庸米は一人の一ヶ月分の支給量として六斗（二升×三十日）または五斗八升（二升×二十九日）でまとめるのを基本とした。

33は左半を欠失しており、裏面の記載も左半分しか残っていないが、末尾の「六斗」は、その上の文字を「庸」と読むための重要な手がかりとなる。

### 34 果実（イチイの実）の付札

（SDII-O三五出土。宮一一二三三三五）

表 櫟 二斗五升

（裏）二月四日

長さ一四一・幅二九・厚さ三〇  
〇三二型式

イチイ（＝櫟）の実に付けられた付札。二斗五升は今の一斗二合五勺（約二〇・二五升）。イチイは常緑針葉樹の一種で、初秋に赤い実をつける。果実は食用になるが、種子や葉には毒成分が含まれており、多量に摂取すると死に至ることもあるといふ。

現在でも、イチイの実を発酵などに漬け込んで作る果実酒がある。

34のイチイも、造酒司から出土したことを勘案すれば、果実酒の原料として使われた可能性も考えられるだろう（ただしその場合、今のイチイ酒のようなものではなく、ワインのように果実そのものを発酵させたタイプの酒であろうか）。正倉院文書中には「伊知比爾惠比天美奈不之天阿利奈利」（＝イチイに酔つて、みんな臥している）との記述を含む、万葉仮名で書かれた文書がある（統修別集四八卷十紙）。これがイチイの酒を飲んでのことなのか、それとも種子などの有毒成分を微量に摂取しての状態を

### 木簡をよむ 5 — 釈説訂正の種明かし その四

33の木簡はこれまで全く読まなかつたわけではないけれども、いくつか大きな釈説の変更があつた。

裏面の「六斗」の上の文字は、從来「口」〔廣カ〕としてきた。しかし、現在では六斗を単位とする貢進は庸米に典型的なことが明らかになっており、残画からみても「庸」とみて矛盾はない。

そうなると、その前には貢進主体が書かれるのが一般的で、国・郡・郷（里）の行政単位の記載があるはずである。そういう目で表面を見ると、從来「倉園」と読んできた冒頭の部分はどうも落ち着かない。

まず、「園」と読んできた文字は国構えの文字であるのは明らかで、筆画からみると「國」でも全く矛盾はない。古代の「國」は国構えに「王」（玉）は皆無か、国構えに「或」の二通りの字体に大別されるが、後者の場合きちんと「或」と書くのはむしろ僅かで、たいていの場合国構えの中に何かごちやごちやと書いてあるといった程度のものが多いのである。

そうなるとその上は国名にならないか。從来は一文字とみて「倉」にすぎたのだが、第一画と第二画をこんなに交差させる「倉」があるだろか。そういう目で国名にならないかみていくと、古代の国は六十カ国程度であるから一つずつ当てはめてみればよい。そうすると、庸米の貢進度でこの筆画にあう国として浮上するのが「美濃」だったというわけである。その際に決め手になつたのは、「美」の「大」の部分の左右の払いにそれぞれ筆画を入れる字体が多く見られることである。「倉」と読んでいた部分の上半は「美」の下半、下半は「濃」の旁の右半分の可能性があるとみるのである。

意味するのか、厳密には判定しかねるが、さすがに後者の可能性は低いと思いたい。

ちなみに、平城宮からは「伊知比古」と書かれた木簡も出土している（宮七一「一九八七」）。これも、かつてはイチイの「子」（「実」とする説もあったが、正倉院文書には「伊知比古」を「把」単位で数えている例があるなど）『大日本古文書』一六一「九五」、イチイの果实と解するのは難いと思われる。現在では、「伊知比古」はイチゴに比定するのが一般的である。

### 「古澤」と記した木簡

（SD三〇三五出土。宮二一一三三四）

（表）  
惠水四石四斗二升

（和カ）  
□銅四年

長さ三三六mm・幅四一mm・厚さ六mm ○三三型式

（表面）に「古澤」と記した木簡。「澤」は酒粕のことと、『和名類聚抄』では「力入」と訓じられる。一方、天平九年（七三七）但馬国正税帳を参照すると、「糟」に「加末多知」の訓が付されており、疫病患者に支給されていることが知られる（『大日本古文書』二一五六）。

35は、これまで裏面の文字の存在には気づかれていたものの、墨痕不明瞭で訛説不能とされてきた。ところが、改めて赤外線装置を用いて検討したところ、水の容積や年記が書かれていることがわかった。四石四斗二升は今の約一石九斗九升、三六〇弱にある。これにより、35が16（一期展示）や26（二期展示）と類似の大型の表札であったことが明らかになった。なお、35には「水」と同じく水甕の付札とみられる。ただ、35は、16・26と異なり「○条△」という位置表示のない35は、

### 木簡をよむ 6 —隠れた旨味

35

古代ワインともいべき（？）イチイ酒の味わいを彷彿させる

だが、実はこの木簡にはさらなる見どころが隠されている。

34。上端付近に注目したい。表面の切り込みの中に、帯状の変色部分があるのがわかるだろうか。これ、木簡を物品に括りつけるための紐に由来するものである。

付札類は、切り込みに紐を掛けて対象の物品に結わえ付けられる場合が多い。すると、紐の下になつた部分だけ日焼けをまぬがれ、白っぽい色が抜けることが時折起ることである。数多ある荷札・付札のなかでも、たまにしかお目にかけられない珍味と言えよう。

この紐の痕跡、裏面にはほとんど認められない。ここから、34は現状の表面を上にして物品に括りつけられ、しかもその状態が一定以上の期間継続したことまで推察できよう。しかし、その場合、裏面の「二月四日」の記載がどれほど用をなしたか、若干の不安も覚える。

さらに、切り込みの形状が台形なのも目に留まる。単純に上下二方向から刃物を入れて三角形に作り出すより手間がかかり、丁寧な仕上げの荷札・付札に多い特徴とされる。

34では表裏とも刀を深く入れ過ぎて、切り痕が残つてしまつてはいるのではないか。まさか、イチイ酒に酔つて手元が狂つたわけでもなかろうに……。だが、この切り痕こそ34の醍醐味。下からのものの方が深いところから手はまず下側から切り込みを入れたと判断できる。また、表面右側（裏面では左側）の切り込みの下部は、裏面には奥深く食い込んだり痕が認められるのに対し、表面はその痕跡がうすい。察するに、作り手は現状の表面を上にして左手で木簡を持ち、右手の手首を返すようにしながら刃を入れたのではなかろうか。

面と向き合えば、思いがけない事柄まで語つてくれる木簡もある。お気に入りの木簡を心ゆくまで眺めるのも、地下の正倉院展ならではの楽しみ方。それぞれの醸しだす面白味を、是非堪能あれ。

26が付けられた甕とは別個の建物で使用された甕のものと推察される。和銅四年は七一年。

35は現状では便宜的に裏面としている側を上にして大甕に括りつけられたものと思われるが、その場合、現状の表面の記載「古淳」との関係は説明しづらい。別目的の木簡への転用の可能性も考えられるが、それにしてみどちらの面が先に記されたのか、ひいてはどちらを表面とみなすべきか、判断しがたい問題が残される。

36

### 東大殿の甕の付札

(SD三〇三五出土。宮二一一三三三)

東大殿 甕 甕人

長さ二二六mm・幅三四mm・厚さ四mm ○三三一型式

「東大殿」の甕(リ大甕)に付けられた付札。東大殿の詳細は不明。ただ、奈良時代には天皇や貴族の邸宅の中心的建物を「大殿」などと呼ぶことが多かつたとされるため、宮内からの出土であることや、造酒司木簡の年代は奈良時代前半に比定されるものが多いことに鑑みれば、あるいは36の「東大殿」が平城宮東張出部(いわゆる東院地区)に置かれた首皇子(即位後は聖武天皇)の宮殿の正殿を指す可能性もあるかも知れない。平城宮内の第二次大極殿院・東区朝堂院地区の北方(東院地区からは西方にあたる)には奈良時代を通じて内裏が置かれたことが知られており、そこの正殿に対し、東院地区的正殿を「東大殿」と呼称することも十分考えられるだろう。

一~四文字目「東大殿甕」と五・六文字目「甕人」とでは、筆跡が異なるようにも見受けられる。大甕の付札の記載としては、東大殿甕のみで事足りると思われるから、あるいは甕が東大殿へ送られ不用となつてから「甕人」と習書され、その後に廃棄されたのかかもしれない。

### 45 大嘗祭で用いる酒の量などを記した木簡

(SD三〇三五出土。宮二一二二四二)

表 酒 五升 己上大殿祭料  
裏 二升 □□□□□ □□□

長さ二二〇mm・幅一〇mm・厚さ三mm ○八一型式

大殿(ほびら)は殿舎に災いがないように、毎年六月の神(じんじん)食(く)と十二月の新嘗祭(しんじょうさい)の際に、内裏で行なわれた儀式。臨時に大嘗祭や、斎宮・斎院ト定のあと、また内裏新造、行幸、還幸などの場合にも行われた。

造酒司出土木簡には、七二四年(神亀一)二月に即位した聖武天皇がこの年十一月に挙行した大嘗祭に關わる木簡が含まれている。このため、年代は書かれていないものの、45の大嘗祭は聖武天皇の大嘗祭に關わる可能性が考えられ、その時に準備する酒の量を記したものとみられる。「延喜式」(践祚大嘗祭式大嘗祭条)によると、大嘗祭料の酒の量は二升であり、裏面に記載された数量と一致する。五升は今の二升二合五勺、約四㍑に相当する。

### 46 「白酒」と記した木簡

(SD三〇三五出土。宮二一一三一六)

白酒  
酒 □ (火カ)

長さ九六mm・幅一八mm・厚さ四mm ○二一型式

「白酒」は比較的安価な濁酒とされることもあるが、白酒(シ

## 聖武天皇の大嘗祭

口キ)は黒酒(クロキ)に対する言葉で、46の白酒は、恐らく「黒酒」とならび新嘗祭・大嘗祭に供される酒であろう。『延喜式』(造酒司式新嘗会白黒二酒料条)にその作り方が見え、麹米の比率が

三割弱で発酵させたものが「白酒」で、それに久佐木灰を加えたものが「黒酒」である。久佐木灰を入れるかどうかが白酒と黒酒の違いなのである。白酒・黒酒は『万葉集』(卷第十九、四二七五)や、『続日本紀』(天平神護元年(七六五)十一月庚辰(二三日)条)などにも見える。

なお、四文字目は「人」で、「酒人」となる可能性もある。

### 大嘗祭の翌月の年紀を記した付札

(SD三〇三五出土。宮一一一三二八)

神龜元年十二月

長さ一九一mm・幅二八mm・厚さ三mm ○三二型式

「神龜元年十二月」は聖武天皇の大嘗祭の翌月にあたる。反対面には文字が残っていないが、年紀だけの木簡は考えにくく、本来は反対面に木簡の機能に関わる記載があり、こちらが本来の木簡の表面だったと考えられる。

上端の左右に切り込みをもつ木簡としての形状からみると、付札機能をもつものであるのは確実である。貢進物の荷札か、保管用のラベルかの判断は難しいが、十二月を貢進月とする租税の荷札は少ないと、『神龜元年十一月十一日』の日付をもつ容量を記しかつ大きさのよく似た木簡(39)(一期展示)があることなどから考へると、大嘗祭の後始末に関わる酒や水などの付札だつたとみるのがよさそうである。左辺の切り込みより下、及び右辺下端は欠損する。

## 48 多人数への物品支給(?)にかかる木簡の削屑

(SD三〇三五出土。宮一一一三九二)

八百九十三人料

○九一型式

多人数への物品支給に關わる長大な削屑。古代の木簡では恐らく最大の人数を記したものとみられる。『延喜式』(践祚大嘗祭式)雜給料条によると、大嘗祭には多人数の參會者がみえるので、これも聖武天皇の大嘗祭に關わる可能性が考えられる。

末尾の文字は「米」しか残っていないが、やや左に寄っていることからみて、旁に「斗」または「斤」が付ぐとみられ、「料」(「折」は「料」の異体字)とみて誤りあるまい。

### 造酒司の諸相

67 備前国からの贊のシタダミの荷札

(SD三〇三五出土。宮一一一三二八二)

備前国海細螺 御贊 一斗

長さ一八〇mm・幅一四mm・厚さ六mm ○三二型式

備前國(今岡山県東部)から送られてきた海細螺(シタダメ)の贊の荷札。一斗は今の四升五合で、約八・一gにあたる。御贊の上に一字空けられているのは闕字といい、貴人(ここでは天皇)に対して尊敬の意を込めた書き方である。備前國の贊としては、内裏外郭官衙の土坑SK八二〇から見つかった水母の荷札がある(宮一一三九八)。「国名+品目」、闕字を置いて「御贊」という書き方はたいへんよく似ている。

(SD三〇三五出土 宮一一二八三)

## 青郷御贋伊和志腊五升

長さ七八三・幅一四三・厚さ三三〇二一型式

若狭國遠敷郡青郷（今の福井県高浜町）の一部より御贋として進上された「伊和志」（イワシ）の「腊」（干物）の荷札。若狭国は、いわゆる御食国の一つとして、全国の中でもとりわけ多くの贋を貢納する地域の一つだった。それでは明記はないが、このではイワシが「伊和志」と万葉仮名で書き記されている。

「鰯」と表記する木簡もある（宮二二三五）が、贋の荷札の場合には「多比」（鰯）・「伊加」（鳥賊）のように万葉仮名で表記する傾向がある。また、木簡として非常に小さく、しかも荷札であるのに切り込みや下端を尖らせる加工がないという特徴的な形状をとる点もこの木簡の特徴である。

## 志摩國からの調のワカメの荷札

(SD三〇三五出土 宮一一二四八)

志摩國志摩郡伊雑郷□理里戸主大伴部小咲調海藻六斤  
養老二年四月三日

長さ三四三・幅三三三・厚さ三三〇三三型式

志摩國志摩郡（今の三重県鳥羽市）からの調の海藻（ワカメ）の荷札。六斤は大方で、現在の約四kg。志摩國は七一九年（養老三）四月に塔志（答志）郡と佐芸郡に分かれたが、それまでは志摩郡一郡だったとみられる。伊雑郷は後に答志郡に属する。志摩國も若狭國と並ぶ御食国として著名である。しかし荷札の書き方には大きな違いがある。若狭国では天皇の食料としての

## 70 上総国からの調のアワビの荷札

(SD三〇三五出土 宮一一二九〇)

上総国阿幡郡鰻□耳放二編三列

長さ（二六四）三・幅二六三・厚さ五三〇三九型式

上総国阿幡（アハ）安房（アハ）郡（今の千葉県館山市他）からのアワビの荷札。耳放鰻は加工の一種と思われる。「延喜式」主計寮では安房国にかぎって調物として、着耳鰻、放耳鰻を指定しているので、この地方の特殊な加工であつたと考えられる。

なお、「阿幡郡」の表記が異例に思われるかも知れないが、木簡の事例をみると限り、「安房郡」の表記になるのは七八八年（養老二）に上総国から安房国が分立（『続日本紀』養老二年五月乙未（二日）条）して以後のことで、それ以前は「阿波國造」の流れをくむ「阿波」の表記が一般的だった（例えば郡評論争解決の

贋も含め、国郡郷を明記した典型的な荷札の書式をとるものが多い。これに対し志摩国では、その貢進を特徴付けるアワビの荷札に顕著に現れるように、地名をサト名しか書かなかつたり、地名も書かずに品目名のみ書いたりする簡略な書式の荷札が圧倒的に多い。それらは明記はないが、贋の荷札と考えてよい。

ただ、同じ志摩国でも、調としての貢進を明示する荷札の場合には、69のように一般的な荷札の書式で書いている。また、志摩國の調の品目に海藻（ワカメ）が最も多く、他に海藻根、赤乃利、海松、名乃利毛（以上はいずれも海藻類）、イリコ、堅魚などが知られ、アワビは耽羅鰻（耽羅（＝濟州島）付近を原産とするアワビ一種）が点あるに過ぎない。

このように、品目、税目、荷札としての書式が連動しているわけである。恐らくこれは志摩國の個性であり、それは歴史的な位置づけと密接に関わる現象なのであろう。

契機になった「己亥年十月上挿国阿波評松里」の木簡など（『評制下荷札木簡集成』七五）。『阿幡』はその異表記といえよう。

ただ、木簡の文字をよく見ると、「幡」の偏は「山」であつて、「巾」には見えない。縦画の下半が消えた可能性も皆無ではないが、実は「阿幡」をこれと全く同じ山偏に「番」の字体で書く例がもう一つある（城二七一八下。長屋王家木簡）。「幡」の異体字として、「幡」の字体が用いられたと考えるべきなのだろう。

安房国はその後七四年（天平十三）から七五七年（天平宝字一）までの間は上総国に再統合されたが、「安房郡」の表記はそのまま残つたようである。こうした経緯からみると、この木簡は安房国の分立よりも前、すなわち七一八年（養老二）以前とみてよさそうである。これは出土遺構の状況や一緒に出土した木簡の年代とも矛盾しない。

## 71 女性名と数字を記した小型の木簡5

〔表秋嶋女「五」〕

〔裏口〕

〔下〕

長さ七二・幅一五・厚さ三  
(SD三〇三五出土。宮一一二三四六)

## 72 女性名と数字を記した小型の木簡6

〔SD三〇三五出土。宮一一二三四四六〕

家女赤裙「一」

長さ六八・幅一九・厚さ三  
○二一型式

## 73 大臣家に充てた物品の付札

〔SD三〇三五出土。宮一一二三三三七〕

正月八日大臣家充奉

長さ一二〇・幅二五・厚さ五  
○三三型式

71・72は、薄く小さな木片に女性の名前などが記された、用途未詳の謎の木簡。上下両端は刃物を入れて切断しただけで、つくりは粗い。古代の女性名は「〇〇め」と最後に「め」（表記は「女」または「売」）が付けられるのが一般的だった。SD三〇三五か

らは、類似の木簡が二〇点近く見つかっている（53・54（一期展示）、62・63（二期展示）など）。53の「御」（＝御服、天皇用の服の意か）や72の「裙」（＝スカート状の女性用の衣服）といった記載から、名前の記された女性が縫製した衣服の種類と数量を記した付札である可能性も想定できる。そうすると、54の「麻」はその素材であろうか。ただ、そのように考えた場合、造酒司との関わりは説明しにくくなる。

造酒司との関係で説明しようとするならば、一緒にみつかった木簡に聖武天皇の大嘗祭に関わる一群がある（37・38・39・40（一期展示）、41・42・43・44（二期展示）、45・46・47・48）ので、大嘗祭に奉仕する造酒童女と呼ばれる女性の存在が参考になるかも知れない。また、酒づくりに女性が携わることもあり得よう。ところで、これらの木簡には、いずれも〇二一（＝二型式番号）が与えられている。この番号の定義は「小型矩形（＝長方形）のもの」とされるが、それより大きめの通常の「短冊形」とされる〇一型式との区別はやや曖昧である。そのため、現在はこの型式番号を使用する機会はあまり多くない。

右下の墨書きは「一□（合カ）」とされてきたが、逆にそう読むのは難しくなった。二文字の可能性もある。他の木簡の年紀との関連で神龜元年頃のものと考えるならば、大臣は長屋王（七二一年（養老五）正月—七二四（神龜））・右大臣、七二四年二月—七二九（天平一）年二月・左大臣に比定可能である。

## 74 帳簿の削屑



(SD III-035出土。宮二一一四九四)

○九一型式

帳簿の木簡の削屑とみられる。木の特性から木簡は木目方向に長い材を用いるのが普通なので、帳簿のように多數の行数を確保したい場合には、74の元になつた木簡のようく材を横にして木目と直交する方向に書く場合がある（これを横材の木簡と呼ぶ）。

「務省」、「節宿」、「伴宿」は、中務省・土師宿・大伴宿等にあたるか。別筆で支給量を記している。とある宴會に参加する官人に対する、酒もしくは酢の支給簿か。

## 75 「謹」などの文字を記した習書木簡

(SD III-035出土。宮二一一三八七)

（表）謹謹謹謹謹謹謹  
（裏）謹謹謹謹謹謹謹

長さ(100) mm・幅(19) mm・厚さ(3) mm ○八一型式

勢いのある筆致で文字が書き連ねられている。表裏とも文字はすべて「謹」とみられ、下端・右辺が欠損しているため本来はもつとたくさん書かれていた可能性もある。書き手はよほど「謹」深い性格だったのか、などと考えくなるが、「謹」は「謹解申」「謹啓」といった具合に文書や書状で頻繁に使用される文字のため、「書き手」は特にこの字を選んだのであろう。

なお、「習書木簡に書かれた文字をカウントすると、第一位は「大」、第二位は「人」、第三位は「道」で、以下「天」「月」「部」「為」「有」「十」「日」「國」など続く。やはり使用頻度の高い文字が習書きされる傾向が認められる。<sup>66</sup> (II期展示)にも書かれた「道」は書きにくい之鏡の字の代表として、「為」はさまざまな画をバランスよく含むという理由で好まれたのかもしれない。

## S D III-035 (今期の展示品の全て)

一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西邊に位置をすらしながら何度もか掘られた南北溝の一つ。幅約70cm、深さ約20cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。

奈良時代前半の靈龜・養老・神龜（七一七年から七二九年まで）の年号をもつものがまとまっている。最上層からは、天平勝宝八歳（七五六）十月の年紀のある木簡<sup>60</sup> (II期展示) が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。

なお、SD III-035の木簡は、溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がつた部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることもでき、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

